

〈アルカスクラブ入会申込書〉

私は、アルカスクラブ会員規約を了承のうえ、入会を申し込みます。

受付担当

●オレンジ会員・ホワイト会員共通

会員番号		新規入会	再入会
------	--	------	-----

いざれかに○印をお付け下さい。	
オレンジ	ホワイト

申込年月日	令和 年 月 日
フリガナ	性別
ご氏名	男・女
郵便番号	〒 -
ご住所	都道府県 市町村 区番号 建物名・部屋番号()
ご連絡	電話番号 携帯番号
生年月日	西暦 年 月 日生まれ(才)
ご職業	※該当するものを○で囲んでください。 会社員 自営業 公務員 主婦 学生 その他

FAX情報を希望の方はFAX番号をご記入下さい。 () -

情報紙(Muse)の送付が不要な場合は右欄に✓を入れてください。 財団の情報紙「Muse」は、郵送で、オレンジ・ゴールド会員の皆様にお届けする他、新聞折込、近隣配布も行っております。

※ゴールド・オレンジ会員の希望者のみご記入下さい。

2年目以降年会費預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(取可)JCBローン用

私は2年目以降の年会費を預金口座振替の方法により株式会社ジェーシービーを通じて支払うこととしましたので、右記の預金口座振替既定を確認のうえ下記口座からの振替を依頼します。(郵便局からの自動払込みを除く)

収納企業	株式会社ジェーシービー	受託先および料金等の種類
顧客番号		

民間金融機関	金融機関名	銀行 信用組合 信用金庫 支店			
		労働金庫 農協 漁協 出張所			
	指定口座	1. 普通	口座番号(右詰めでご記入下さい)	銀行番号	店番号
		2. 当座			
	(フリガナ)	金融機関お届印			
口座名義 (預金者のお名前)	印				

金融機関使用欄	検印	印鑑照合	受付印
	捨印	金融機関のお届印 郵便局の場合は捨印不要	

郵便局	種目コード	契約種別コード	通帳記号	通帳番号(右詰めでご記入下さい)
	1 6 6 3 0 1 0 の			
	払込先口座番号	00100-6-403833	払込先加入者名	株式会社ジェーシービー
	(フリガナ)			
口座名義 (預金者のお名前)	印			

振替日・払込日	収納企業の指定する日(休業日の場合はその翌営業日)
収納依頼企業名	公益財団法人佐世保地域文化事業財団
振料金等の種類	

受付郵便局日附印

〈アルカスクラブ規約〉

(名称) この会は、「アルカスクラブ」と称する。

(目的)

第2条 アルカスクラブ(以下「クラブ」という。)は、公益財団法人佐世保地域文化事業財団(以下「財団」といふ。)が行う舞台芸術・展覧会等を通して、会員相互の連携と親睦を図るとともに、文化的教養を深めることにより、芸術、文化の向上に寄与することを目的とする。

財団が行う催しには、アルカスSASEBOおよび佐世保市民文化ホール(凱旋記念ホール)で開催する有料の催し、佐世保市博物館島瀬美術センター(しまび)で開催する有料の展覧会等が含まれる。

(会員)

第3条 会員とは、クラブの趣旨に賛同し、原則として本人が所定の手続きを経て入会した者をいう。

2.会員は、オレンジ会員又はホワイト会員及びゴールド会員とする。

3.オレンジ会員は、継続加入4年目から自動的にゴールド会員に移行する。

4.会員には会員証を発行する。

5.会員資格の有効期間は、会員証の発行日から1年後の月末までとする。

6.会員の都合により会員期間の中途で退会するときは、財団に退会の届け出をするものとする。また、会員は返還しない。

(会費)

第4条 会費の額は年額とし、オレンジ会員は入会金500円、会費3,000円とし、ホワイト会員は入会金無料、会費500円とする。

オレンジ会員がゴールド会員に移行する際は会費3,000円のみを徴収し改めて入会金は徴収しない。

(入会手続き)

第5条 クラブに入会するときは、「入会申込書」に必要事項を記載のうえ、財団に提出するものとし、このとき、合わせて入会金及び会費の納入を行ふものとする。

2.手続きは、アルカスSASEBOの窓口(オレンジ、ホワイト会員)、電話(オレンジ会員のみ受付)、インターネット(オレンジ会員のみ受付)にて受付を行う。

3.会員資格の継続(更新)は、オレンジ・ゴールド会員は窓口振替又は窓口での入金とし、ホワイト会員は窓口のみでの入金とする。

(特典)

第6条 会員は、財団が行う次のようなサービスを受けることができる。

(1)チケットの割引購入

財団が指定する催し等を対象とし、オレンジ・ホワイト会員は会員1名につき2枚まで、ゴールド会員は4枚まで割引販売をする。

【オレンジ・ゴールド会員は10%、ホワイト会員は5%の割引】

(2)財団が指定する催し等について、一般発売の前から購入できることがある。この場合、チケット購入は、オレンジ・ホワイト会員については会員1名につき2枚まで、ゴールド会員については会員1名につき4枚まで、ただし、財団が主催する催し等の一部について、優先購入の取り扱いしないことがある。

(3)チケットの購入サービス

1.オレンジ・ゴールド会員は、優先購入期間中から電話予約及び窓口にて購入ができる。

2.ホワイト会員は、優先購入期間中は窓口のみの購入とし、一般発売日からは電話予約を可能とする(会員・一般同時発売時は発売初日)。

(4)オレンジ・ゴールド会員には情報紙 Muse ~ミューズ~(奇数月発行)を送付する。

(5)希望者については、FAX又はメールマガジンで新着情報を配信する。

(6)以上のほか、財団が会員向けに企画を行うことがある。

(会員証の紛失、盗難等)

第7条 会員が会員証を紛失し、又は盗難にあったときには、直ちに財団に届け出ること。この場合、財団は会員証の再発行手続きを行ふ。

2.会員が紛失、盗難等その他の事項により、会員証を他人に利用されるこにより生じた損害については、財団はその責めを負わない。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、個人情報保護など、会員運営に関する必要な事項は、財団が別に定めるものとする。

2.本規約は、予告なしに変更・改定する場合がある。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から適用する。

〈預金口座振替規定〉

1.預金の支払手続きについては、当座勘定約定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出し、または普通預金払戻請求書を提出いたしませんから、貴店所定の方法で処理してください。なお、振替が変更された場合は、請求書に記載された日付をもって処理されてもさしつかえありません。

2.指定預金口座の残高が振替日において、引落請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく、引落請求書を返却されても、また指定日以降に再度振替えられても異議ありません。

3.この預金口座振替契約は貴店が必要と認められた場合には、私に通知することなく解除されても異議ありません。

4.左記会員番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有效として扱われますかしきありません。

5.この取引においてかりに紛議が生じても貴店あるいはJCBの責によるものを除き、すべて私とJCBとの間ににおいて解決するものとし貴店には一切ご迷惑をかけません。

以上

※この依頼書に不備がありましたら、下記該当箇所に○をつけてJCBにご返送ください。

- 1.印鑑相違
- 2.預金種目相違
- 3.印鑑不鮮明
- 4.名義人相違
- 5.口座番号相違
- 6.預金取引なし
- 7.支店名相違
- 8.その他()

※郵便局の自動払込みの場合で不備がありましたら、下記宛にご返送ください。

〒680-8790 鳥取市若葉台北 6-1-1

株式会社ジェーシービー 会員サービス部

電話番号 0422-40-8170 (直通)